

## 【介護予防通所型サービス】

### 単位数の変更

			変更前	変更後
介護予防通所型サービス(Ⅰ)	1週当たりの標準的な回数を定める場合(1月につき)	事業対象者・要支援1 週1回程度(1月につき)	1,672単位	1,798単位
		事業対象者・要支援1 週1回程度(1日につき・日割)	55単位	59単位
介護予防通所型サービス(Ⅱ)		要支援2 週1回程度(1月につき)	1,714単位	1,810単位
		要支援2 週1回程度(1日につき・日割)	56単位	60単位
介護予防通所型サービス(Ⅲ)		要支援2 週2回程度又は2回を超える程度(1月につき)	3,428単位	3,621単位
		要支援2 週2回程度又は2回を超える程度(1日につき・日割)	113単位	119単位
介護予防通所型サービス(Ⅳ)	1月当たりの回数を定める場合(1回につき)	事業対象者・要支援1 週1回程度 月1回～4回まで	384単位	436単位
介護予防通所型サービス(Ⅴ)		要支援2 週2回程度又は2回を超える程度 月1回～8回まで	395単位	447単位

### 加算の廃止

運動器機能向上加算
選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)
選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)
事業所評価加算

### 加算の新設

	変更前	変更後
一体的サービス提供加算		480単位

### 減算の新設

	変更前	変更後
高齢者虐待防止措置未実施減算		-1/100
業務継続計画未策定減算		-1/100
事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合 1回当たりの回数を定める場合		1回につき -94単位
事業所が送迎を行わない場合		片道につき -47単位

※業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

## 【生活支援通所サービス】

		変更後	変更後
生活支援通所サービス(Ⅰ)	事業対象者・要支援1 1月につき5回まで	307単位	349単位
生活支援通所サービス(Ⅱ)	事業対象者・要支援1 1月につき4回まで	346単位	392単位
生活支援通所サービス(Ⅲ)	要支援2 1月につき10回まで	316単位	358単位
生活支援通所サービス(Ⅳ)	要支援2 1月につき9回まで	356単位	402単位